

○農林水産省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、告示第一号
環境省、防衛省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十一條の規定に基づき、主務大臣が指定する電子計算機（平成十五年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一條に規定する主務大臣が指定する電子計算機とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構が運用する電子計算機であつて、特定化学物質の環境への排出

改 正 前

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一條に規定する主務大臣が指定する電子計算機とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される主務大臣の使用に係る電子計算機とする。

量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定による届出に係る情報を処理するための主務大臣の使用に係るものとする。